

I 利用のまえに

1 調査の目的

2010年世界農林業センサスは、我が国農林業の基本構造の現状とその動向を農業集落、市区町村段階から全国に至る各段階別に明らかにし、農林業施策の推進に必要な基礎的かつ総合的な統計資料を整備するとともに、我が国の農林業の実態を明らかにすることを目的として実施したものである。

2 調査の対象

「5 用語の解説」中の「農林業経営体」に該当するすべての農林業経営体を対象とする。

3 調査期日

平成22年2月1日

4 調査方法、調査系統等

農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査として実施した。

5 用語の解説

(1) 農林業経営体

次の規定のいずれかに該当する者をいう

ア 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業を営む者

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業を営む者

①露地野菜作付面積	15アール
②施設野菜栽培面積	350平方メートル
③果樹栽培面積	10アール
④露地花き栽培面積	10アール
⑤施設花き栽培面積	250平方メートル
⑥搾乳牛飼養頭数	1頭
⑦肥育牛飼養頭数	1頭
⑧豚飼養頭数	15頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽
⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額 50万円に相当する事業の規模

ウ 農作業の受託の事業を営む者

エ 保有山林面積が3ヘクタール以上で、かつ過去5年間に育林若しくは伐採作業を行った者又は調査実施年をその計画期間に含む「森林施業計画」を作成している者

オ 委託を受けて育林を行っている者

カ 委託を受け又は立木を購入して素材生産を行い、過去1年間の素材生産量が200立方メートル以上の者

(2) 農業経営体

「農林業経営体」のうち、ア、イ、ウのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

なお、2000年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となる。

(3) 林業経営体

「農林業経営体」のうち、エ、オ、カのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(4) 農家

平成22年2月1日現在の経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は経営耕地が10アール未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

- (5) 販売農家
経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
- (6) 自給的農家
経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
- (7) 専業農家
世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家をいう。
- (5) 兼業農家
世帯員のなかに兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
- (6) 主業農家
農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家をいう。
- (7) 準主業農家
農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家をいう。
- (8) 副業的農家
65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家をいう（主業農家、準主業農家以外の農家）。
- (9) 第1種兼業農家
農業所得を主とする兼業農家をいう。
- (10) 第2種兼業農家
農業所得を従とする兼業農家をいう。
- (11) 農業従事者
満15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に農業に従事した者をいう。
- (12) 農業専従者
調査期日前1年間に農業に150日以上従事した者をいう。
- (13) 農業就業人口
調査期日前1年間に「農業のみに従事した世帯員」および「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多し世帯員」のことをいう。
- (14) 基幹的農業従事者
農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。
- (15) 経営耕地
農林業経営体が経営する耕地（田・畑・樹園地の計）をいう。経営体が所有している耕地のうち貸付耕地と耕作放棄地を除いたものに借入耕地を加えたものをいう。
- (16) 保有山林
所有山林から貸付林を除いたものに、借入林を加えたものをいう。

5 利用上の注意

- (1) この結果書の数値は確定値であり、主要な項目のみ掲載している。
- (2) 統計数値については、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
また、各表の増減率、構成比等は、四捨五入前の原数値により算出しているため、表上の数値で算出したものと若干の差が生じる場合がある。
- (3) 表中に使用した記号は次のとおりである。
 - 「0」は、単位に満たないもの。
 - 「-」は、事実のないもの。
 - 「△」は、数値が減少した場合。
 - 「X」は、調査客体の秘密保護のため統計数値を公表しないもの。